



上尾市 農業委員会だより

第15号
令和3年8月

編集・発行
上尾市農業委員会

事務局
上尾市本町三丁目1番1号
電話 048-775-9694

国指定重要有形民俗文化財

「上尾の摘田・畑作用具」



皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年に引き続き、今年もコロナウイルス感染症が猛威を振るつている中で心配事が尽きぬ状況ですが、野菜や果物等の農作物を食べて免疫力を高めていきましょう。

さて、上の写真は、令和3年3月11日に国の重要有形民俗文化財に指定された「上尾の摘田・畑作用具」です。

摘田用具は田植えを行わずて種糲を直播する稻作で使用した農具で、畑作用具は主に麦やサツマイモの栽培で使用した農具です。私たちの祖先が実際に使用していた農具は皆様も馴染み深いのではないかでしょうか。中には現役で使っている農具もあると思います。このように私たちの身近な道具が日本の稻作栽培の変遷を知る上で重要であるとして、上尾で初めて国の文化財に指定されたことは喜ばしいことであり、農業に従事する上で大変励みになります。

任期の最後まで農業委員・農地利用最適化推進委員全員で力を合わせて活動に取り組みたいと考えておりますので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

**暑中お見舞い
申し上げます**

上尾市農業委員会
会長 今川 修一

令和3年度 農業経営及び農地利用状況に関する調査（8.1調査）にご協力ください！

毎年8月1日を基準に調査を実施しています。
同封の記入例をご確認のうえ、ご記入をお願いします。

調査票の提出は
8月23日(月)まで

調査の目的

毎年、世帯員や農地などの状況を申告していただき、農業施策の推進・農地流動化（農地の貸借や売買等）の促進・各種証明書発行の際の基礎資料に役立てます。

調査対象者

市内の農地を10アール（1,000m²）以上所有している世帯または、生産緑地を所有している世帯

提出方法

調査票に押印のうえ、同封の返信用封筒に入れて農業委員会事務局へ返送してください。提出された調査票は、台帳としてそのまま使用しますので、破いたり汚したりせず、二つ折りのまま返送してください。

なお、「貸したい」「売りたい」意向があり、公開に同意いただいた農地につきましては「買いたい」「借りたい」意向がある方に一覧として公開します。

※氏名・住所は公開されません。

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う新たな委員を推薦・公募します。

【任期】 令和4年4月から3年間

【農業委員の主な業務】

- ①総会（毎月25日頃）への出席
- ②農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定
- ③農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ④農地利用の最適化の推進に関する指針を作成・変更
- ⑤農地の利用状況調査、あっせん、荒廃農地の発生防止・解消、新規就農者の掘り起こし



【農地利用最適化推進委員の主な業務】

- ①総会（毎月25日頃）への出席
- ②農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③農地の利用状況調査、あっせん、荒廃農地の発生防止・解消、新規就農者の掘り起こし
- ④農地中間管理機構との連絡調整

※両委員共に必要に応じて研修会等に出席していただく場合があります。

【受付期間】

令和3年10月1日（金）から令和3年10月29日（金）まで

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。



農地パトロールを行います

農業委員会は、農地法第30条第1項の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールを行っています。これは、荒廃が著しい農地や、無許可で農地以外に使用されている農地の早期の発見、解消等を目的に行うものです。

調査の結果、耕作されていない農地については、その所有者に対しその後の利用意向を調査し、農地情報としてインターネットにより公表し、農地として利用するよう促します。

今年も8月から10月ごろにかけて地区ごとに実施します。調査にあたっては、皆さまの所有地に立ち入る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。



パトロール実施者は、**緑色の帽子**と**腕章**を身に着けています

農地の適正な管理をお願いします

◆ 農地の埋め立てについて

農地に土を埋め立てる場合、農地法及び市のたい積条例に基づく手続きが必要です。

- ・埋め立てには形状や高さの制限があり、埋め立て後の作付計画などを含めた審査を行います。
 - ・手続きを怠って埋め立てを行った場合、元の状態に戻していただくことになります。
- ※「農地のかさ上げをして有効利用をしないか?」、「農地へ少し土を入れさせてもらえないか?」など、甘い言葉で巧みに誘う、工事残土の処分を目的とした業者にご注意ください。

◆ 農地の転用について

農地を農地以外にする（農地転用）ときは、農地法に基づく許可（市街化区域では届出）が必要です。

- ・手続きをせずに転用を行うと農地法違反となり、農地の状態に戻していただきます。
- ・また、計画しようとする農地転用ができなくなることがあります。その他、法人は1億円以下の罰金、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられる場合があります。

◆ 耕作放棄地について

適正な管理をお願いします。

- ・雑草の種や病害虫の発生の原因になり、周辺の農地に迷惑を及ぼします。
- ・冬季に枯草となり周辺住民に火災の不安を抱かせます。
- ・不法投棄の温床になってしまいます。



◆ 農地の貸し借りについて

農地法や農業経営基盤強化促進法などに基づく手続きが必要です。

- ・法律に基づく手続きをしていない家庭菜園などの貸し借りは「ヤミ貸し」「ヤミ耕作」などと呼ばれトラブルの原因となるだけでなく、土地所有者が必要とする手続きができないことがあります。

上記に関するお問い合わせは、市農業委員会事務局までご連絡ください。

※農業経営基盤強化促進法については、市農政課（775-7384）にご連絡ください。

市農政課では、平成31年度よりアグリサポーター育成事業を実施しており、早くも3年目となりました。今年もボランティアで「生産者の力になりたい」、「農業に興味がある」という市民を募り、果樹コースと露地野菜コースに分かれて研修しております。

農作業の繁忙期にお手伝いをするアグリサポーター（ボランティア）の受け入れに興味のある方は、市農政課（775-7384）までご連絡ください。



農作業中の熱中症に注意しましょ

暑さに体が慣れていない梅雨明け直後に、農作業中の熱中症事故が多発しています。熱中症を正しく理解し、予防に努めてください。

- ◆熱中症になってしまったら
 - ・涼しい場所に避難する
 - ・衣服を脱ぎ、身体を冷やす
 - ・水分を補給する
- ◆自力で動けない、水を飲めない
 - 意識がない場合は、直ちに救急隊を呼んでください！



探しでいます!!

- ・「摘田」の体験をしたことがある方
- ・古い農具や道具をお持ちの方
- ・昔の農作業の写真などをお持ちの方



【お問い合わせ】
上尾市教育委員会
生涯学習課 文化・文化財保護担当
048-775-9496（直通）

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための安定した積み立て式の公的年金です。

◆加入のための要件

年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者の方（国民年金の保険料納付免除者を除く）であれば、どなたでも加入できます。

◆年金の6つの特徴とメリット

- 農業者なら広く加入できます。
- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です。
- 通常加入の場合、保険料の額は千円単位で月額2万円から6万7千円までの間で自由に決めることができます。
- 終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がご遺族に支払われます。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となるなど税制面の優遇措置があります。
- 一定の条件を満たす農業者には、保険料の国庫補助があります。



詳しくは、農業者年金HP
(<http://www.nounen.go.jp>)へ

農業者年金

検索